憲法　令７－４　肢ア

第１．肢の結論

誤っている

第２．教諭に国家斉唱の際の起立斉唱を求める職務命令と１９条の関係

１．問題の所在

公立学校の卒業式において，教諭に国家斉唱の際の起立斉唱を求める職務命令は，思想信条の自由（１９条）に対して問題となるか。問題となるとして，どの程度の制約の問題となるのか。職務命令と１９条の関係が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

職務命令は，信条，意に反する行為を強制するという面で，１９条の問題となる。しかし，客観的に求められるのは，慣例上の儀礼的な行為のため，制約の程度は，間接的なものにとどまる。

したがって，直接的な制約とする肢は誤り。

（２）理由

ア．１９条の保障の範囲

まず，１９条は，あらゆる思想良心を保障しているのでなく，世界間，人生観など，特に重要な思想の内容について，保障する（信条説)。なぜなら，人権は，歴史的に発見されていた重要なものを人権カタログに列挙している（９７条)。あらゆる思想を対象とすると，人権の価値が薄れるからである。そして，思想良心の自由の内容に，沈黙の自由も含まれる。したがって，信条と密接関連する行為を強制的に求めるのは，思想良心の自由に対しうる直接侵害の問題となる。

イ．国歌を起立斉唱することが，信条と密接関連する行為か。

確かに，国歌（君が代）は，天皇（１条）を称えるという側面もある。そして，天皇は国家の象徴的の役割がある。確かに，そのような体制について，称えるということは，統治機構に密接関わり，政治信条そぐわない。信条に反するとして，密接関連する行為として，１９条の直接侵害となるとも思える。しかし，不都合である。

仮に，直接侵害とすると，職務命令が直ちに違憲となってしまう。なぜなら，１９条は，性質上，他の人権と矛盾が生じないので，国家との関係で，絶対的に保障されるからである。この取扱いは，社会通念上，疑問である。したがって，直接侵害の問題にしないとする必要がある。

国家斉唱は，儀式で，一般的に世界中で行われるものであり，儀礼的側面が強い。歌詞の内容等に着目しているものも少なく，斉唱をもって，天皇を称えていると解釈はできない。

よって，信条と密接関連する行為ではないと考える。

ウ．間接制約

もっとも，内心として，信条，意に反することを強制される，側面があることは否定できない。

そこで，思想良心の自由を間接的に制約する。したがって，結論通りとなる。

なお，制約と程度が弱くなるので，必要かつ合理的な範囲で，制約も許容される。

本件の命令は，必要かつ合理的なので，合憲となる。

以上